

## お試しちよっと暮らし住宅申し込みからご利用までのながれ

(別紙の概要説明と「田子町移住体験住宅(お試しちよっと暮らし住宅)実施要綱」を必ず一読されその内容をご理解のうえ問い合わせください。)

### お問い合わせ、物件情報・利用状況の確認

まず、田子町役場住民課子育て定住移住支援室担当(Tel 0179-23-0678)にお問い合わせ(原則として平日の午前8時30分から午後5時まで)ください。住宅の利用状況(空き期間)や借用について案内いたします。空いている期間についてしか、申し込みの受付はいたしません。ご希望の期間に住宅の空きがない場合は、後日あらためてまたお問い合わせいただくか、空きのある期間での借用申請を提出していただくこととなります。



### 申し込み

ご希望の期間に住宅の空きがございましたら、「田子町移住体験住宅借用申請書」を田子町のHPからダウンロードして(必要な場合は町から郵送します)、必要事項をご記入のうえ、利用者全員分の住民票謄本または抄本を同封して、郵送で提出してください(郵送のみでしか受け付けをしません)。申請書は、原則として使用する7日前まで到着するようにお願いします。  
田子町移住体験住宅借用申請書



### 申請書受理・審査

申請書の到着を受け、その内容を確認・審査をします。通常、到着から3日以内に確認・審査をしますが、その間に借用希望期間が重複する申請書が複数到着した場合は、申請者がより遠隔地の方や利用人数が多い方、初めて利用される方を優先して決定します。また、借用期間の調整をお願いすることもあります。



### 利用者決定

利用者が決定しましたら決定者に「田子町移住体験住宅借用許可書」を郵送で交付します。落選された場合もその旨電話などで連絡します。



### 入居開始当日(契約書締結と前納金支払い)

許可書の交付を受けた方は、原則として入居開始日午前中に田子町役場住民課子育て定住移住支援室窓口においていただき、「田子町移住体験住宅定期賃借契約書」を締結します。この契約締結時に定期賃借契約の説明をいたします。このときには、免許証・保険証など本人確認ができる書類、貸し付け許可書とともに必ず印鑑を持参してください。また、借用料、預かり金については前納となっていますので、契約締結後直ちにお支払いいただきます。支払いは、町所定の「納入通知書」により町の指定金融機関で振り込んでいただくか、直接住民課子育て定住移住支援室窓口で現金によりお支払いください。



### 入居開始

町担当職員が借り受け者と同行し、お試しちよっと暮らし住宅まで案内するとともに、注意事項などを住居内で説明します。